

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第146号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び管理係長」を「, 管理係長及び環境学習推進係長」に改める。

第8条管理課の項第4号を同項第5号とし, 同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 環境学習施設の運営管理に関すること。

附 則

この規則は, 令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)